

をお持ちの方

◆指定収集袋(ごみ袋)の減免
◆対象身体障害者手帳(1級 または2級)、愛の手帳(1度または2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付者で市民税が非課税世帯の方

日常生活支援・援助

◆補装具費の支給

◆対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆おむつ等助成事業

◆対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おむね3歳以上65歳未満)

◆寝具乾燥車派遣事業

◆重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。

◆原子爆弾被爆者援護(居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等)

◆対象被爆者、被爆者の子

緊急時対策

◆重度身体障害者等

◆緊急通報システム
緊急時に無線発報器等により消防庁に通報すること

1月の女性悩みごと相談
～羽村市との共同事業～

福生市日時9日(水)・23日(水)午前9時～午後0時50分

場所市役所1階相談室

羽村市日時16日(水)・30日(水)午後1時30分～4時30分

場所羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)。予約は相談日の1か月前から。

申込み

福生市広報広聴係 ☎551・1511
羽村市市民相談係 ☎555・1111

ができ、地域通報協力体制

◆対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者の方(都の医療券をお持ちの方)

◆重度心身障害者

◆火災安全システム
家庭内の火災時に、住宅用防災機器により自動的に消防庁に通報するシステム。

◆介護人等派遣について

◆重度脳性麻痺者
20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣。

◆自立支援給付

◆居宅介護(ホームヘルプサービス)
身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができます。

◆重度訪問介護

◆重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への介護を必要とする人への

自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等。

◆行動援助
自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援。

◆重度障害者等包括支援

◆児童デイサービス
障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等。

◆短期入所(ショートステイ)

◆療養介護
医療と常時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話。

◆生活介護

◆ケア等(施設入所支援)
施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等。

◆共同生活介護(ケアホーム)

◆自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活また

は社会生活ができるよう、一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練。

◆就労移行支援
一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練。

◆就労継続支援(雇用型)・(非雇用型)

◆共同生活援助(グループホーム)
夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助。

◆相談支援

◆コミュニケーション支援
聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者の派遣等。

◆移動支援

◆地域活動支援センター
創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

◆日常生活用具給付事業

主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上)の心身障害者が日常生活を容易にするため

の用具を障害の状況により給付。

◆日中一時支援
介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な監護の支援。

◆点字図書給付事業

◆施設訓練等支援
旧法施設支援サービス
身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行うための入所(通所)施設。

◆身体障害者援護施設

◆知的障害者援護施設
知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所(通所)施設。

◆そのほか

◆声の「広報ふっさ」の郵送
秘書広報課広報広聴係

◆声の「市議会だより」の郵送
議会事務局庶務係

◆外出困難な障害者のために図書宅配
中央図書館 ☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談
教育委員会指導室及び教育相談 ☎551・7700

◆市内の障害者のための施設
◆知的障害者更生施設
知的障害者が施設に入所して、自立した生活を送る

ための指導・訓練を受ける福祉施設。

◆知的障害者グループホーム・ケアホーム
現に就労等されている知的障害者が、数人で世話人の方と生活する福祉施設。

◆精神障害者グループホーム
将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設。

◆精神障害者
小規模通所授産施設
回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行う福祉施設。

市役所以外の相談窓口

- 社会福祉協議会(南田園2-13-1福祉センター内 ☎552・2121、☎553・7532)
ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。
●東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-17-2 ☎03・3203・6141、☎03・3203・6185)
●同多摩支所(国立市富士見台2-1-1 ☎573・3311、☎576・5295)
●立川児童相談所(立川市曙町3-10-9 ☎523・1321、☎526・0150)

各種手当等振込みのお知らせ

- ◆特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月14日頃に振り込みます。
◆高齢者住宅家賃助成金(8月～11月分)を12月10日頃に振り込みます。
◆児童扶養手当を12月7日頃に振り込みます。

SPコード 4・5面要約

